

○座間市児童ホーム手数料の改定に係るパブリックコメント（意見公募手続）の実施結果について

1) 意見公募手続の概要

- ・意見募集期間：令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）
- ・意見提出方法：持参、郵便、FAX及びLINE
- ・周知方法：市広報、市ホームページ、こども育成課及び市内公共施設での閲覧
- ・公表資料：座間市児童ホーム手数料の改定について（パブリックコメント）
- ・資料閲覧場所：市役所1階市民情報コーナー、2階こども育成課、図書館、サニープレイス座間、各出張所、各文化センター及び各コミュニティセンター
- ・意見提出者数と意見件数：29人、61件

提出された意見では、人件費や物価上昇等を踏まえ利用料改定の必要性に理解を示す意見が多く寄せられた一方で、利用料の引上げ幅や子育て世帯への負担、段階的な改定、改定理由の説明充実を求める意見が多く見られました。市としては、これらの意見を踏まえ、引き続き丁寧な説明に努めるとともに、安定的な事業運営のため利用料改定を実施してまいります。

2) 寄せられた御意見の概要と本市の考え

内容	件数	本市の考え
① 利用料改定はやむを得ない・理解できる	19	座間市児童ホームについては、共働き世帯の増加等により利用ニーズが高まる中、児童の安全・安心な放課後の居場所として重要な役割を担っています。 一方で、近年の人件費上昇、物価及び光熱費の高騰、放課後児童支援員処遇改善への対応等により、事業運営経費は増加しています。 このような状況の中、今後も安定的かつ継続的に事業を実施するためには、一定の受益者負担の見直しが必要であると考えます。
② 利用料が高い・負担が大きい	15	
③ 段階的な値上げを求める	6	
④ 子育て支援・少子化対策に反する	6	児童ホーム手数料は、平成27年以降、改定を見送ってきましたが、この

		間も、入所希望者数は増加し続けています。 また、放課後児童クラブの運営費についても、受け入れ枠の拡充に加え、近年の物価高騰や労務単価上昇の影響等により増加し続けており、本市の利用者負担割合は、国が想定する、運営費全体の50%を下回る16%前後で、不足する部分を、公費で負担している状況です。 このように、児童ホームの課題を総合的に判断した結果、保育の質を確保し、将来にわたって持続的かつ安定的な運営を行うために、国の方針に近づける形で手数料の適正化を図るものです。
⑤ 改定理由・積算根拠の説明を求める	3	3) 改定理由・積算根拠を御参照ください。 今後とも必要に応じて情報を発信してまいります。
⑥ サービス向上・運営改善を求める	6	今後とも受け入れ枠の拡充及び保育の質の向上に努めてまいります。 なお、児童ホームは、保護者の就労や疾病等により、昼間保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供して児童の健全育成を図ることを目的としております。保護者がお休みでご家庭での保育が可能な場合については、ご家庭での保育を基本とするため、保護者がお休みの日には児童ホームの利用はできません。
⑦ 所得・利用状況に応じた負担を求める	2	本市では、生活保護世帯、市民税非課税世帯等、児童扶養手当受給世帯、ひとり親家庭等医療費助成世帯及び同一

		世帯で2人以上の入所がある世帯の2人目以降の児童を申請により減免としており、手数料改定後も、同内容の減免制度を継続していきます。
⑧ 民間学童との比較	2	本市届出民設児童ホームにおいては、その運営費に対し放課後児童健全育成事業補助金を交付しており、公営児童ホームと共に児童の安全・安心な放課後の居場所として重要な役割を担っていただいています。 今後とも民間学童事業者と協力のもと待機児童対策に必要な定員数確保に努めます。
⑨ おやつ代・延長料金など制度の見直し	2	いただいた御意見は今後の運営の参考とさせていただきます。

3) 改定の理由・積算根拠

- ・国の制度設計上の負担割合は次のとおり。

利用者負担 (50%)	国補助金 (16.7%)
	県補助金 (16.7%)
	市費 (16.7%)

- ・令和7年度決算状況は次のとおり。

利用者負担 42,566,623 円 (16.5%)	国補助金	64,108,190 円 (24.9%)
	県補助金	64,108,190 円 (24.9%)
	市費	86,972,997 円 (33.7%)

※国補助金及び県補助金は、民間児童ホームとの合算のためホーム数で按分しています。

・国の制度設計に当てはめた利用者負担は次のとおり。

児童ホーム運営事業費：257,756（千円）÷2＝128,878（千円）

1人当たり年額：128,878（千円）÷定員782人≒164,806円

1人当たり月額：164,806円÷12か月≒13,733円

・物価高騰における賄材料費の額 1,800円×133%≒2,400円

利用者負担月額：（運営費）13,733円＋（おやつ代）2,400円≒16,100円

利用者負担年額：16,100円×12か月＝193,200円

4）近隣市との比較

自治体名	手数料（月額）	おやつ代	その他	年間保護者負担
A市	17,000		入会金：5,000円/年 雑費：5,000円/年	214,000
B市	14,500	2,000	入会金：8,500	206,500
C市	14,000	2,500	入所金6,000円 雑費1,500円	205,500
D市	14,000	別途		168,000
E市	12,000	1,900		166,800
F市	12,000			144,000
G市	10,000	2,000		144,000
H市	8,300	2,000		125,600
I市	7,000	2,000	傷病保険料800円/年	108,800
J市	5,500	3,500		108,000
K市	6,000	2,000		99,000
L市	7,500	別途		90,000
M市	4,000	3,500		90,000
N市	5,000	2,000	傷病保険料800円/年	84,800
座間市	4,700	1,800		78,000

近隣市の平均手数料：9,771円、年間保護者負担平均：139,643円

5) 本市届出民営児童ホームとの比較

施設名	手数料（月額）	おやつ代	その他	年間保護者負担
1 ホーム	12,000		設備費：6,000 円／年額	150,000
2 ホーム	12,000		設備費：5,000 円／年額	149,000
3 ホーム	10,000		設備費：10,000 円／年額	130,000
4 ホーム	10,000		設備費：10,000 円／年額	130,000
5 ホーム	10,000		入園料 10,000 円／年	130,000
座間市	4,700	1,800		78,000

本市届出民営児童ホームの平均手数料：10,800 円、年間保護者負担平均：137,800 円

6) パブリックコメントの結果を踏まえて

子育て世帯の負担軽減を考慮しつつ、国の想定する負担割合に近づけるため、令和9年4月からの手数料改定案を次のとおりとします。

	現行	改定後
月額手数料	6,500 円	10,000 円
（内、保育料）	4,700 円	8,000 円
（内、おやつ代）	1,800 円	2,000 円

改定案を令和7年度決算に当てはめると、利用者負担は、28.1%になります。

増額した手数料は、既存施設の運営費だけでなく、待機児童の解消に向けた取り組みや保育の質の改善の財源として活用して参ります。